

大型ごみ処理手数料のキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務に関する
受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）

大型ごみ処理手数料のキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の目的

本市の大型ごみの排出については、令和5年10月からインターネット受付を導入しているが、大型ごみ処理手数料の支払については、区役所・支所やコンビニエンスストア等で大型ごみ処理手数料券を購入する必要があり、キャッシュレス決済が未導入となっている。

そのため、本市が別途契約している既存の「大型ごみ・持込ごみインターネット受付システム」を改修し、キャッシュレス決済システムと連動させることにより、受付から支払までをインターネット上で完結できるシステムを構築する。

2 業務の概要

(1) 件名

大型ごみ処理手数料のキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

(2) 委託期間

ア 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

イ 令和9年度以降の委託契約

「大型ごみ・持込ごみインターネット受付システム」で管理する申込情報と決済システム上で管理する決済情報は密接に関連するものであり、相互のシステムを連携させるためには、受付システムの改修等が必要になる。

そのため、受付システムの契約期間中に決済システムを切り替えるとなった場合には、受付システムの改修等を行うこととなり、その改修期間が必要になることから、契約が切り替わるタイミングにおいて、キャッシュレス決済の運用に切れ目が生じてしまう。

キャッシュレス決済の運用に切れ目が生じることは、市民の利便性を低下させるとともに、大型ごみ収集受付業務全般の運用にも多大な影響を及ぼす可能性があることから、本業務については、「大型ごみ・持込ごみインターネット受付システム」の契約期間である令和10年9月末までは、年度ごとに随意契約を締結することにより、契約を更新する予定とする。

(3) 委託内容

別添「大型ごみ処理手数料のキャッシュレス決済代行に係る業務委託契約に関するプロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者(以下「競争入札参加有資格者」という。)であること。なお、競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 公募開始日から契約日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

4 応募手続等

- (1) プロポーザルに応募する者は、次の書類を提出すること。

ア 参加表明書(様式1)〈1部〉

イ 会社概要(様式2)〈6部(原本1部及び写し5部)〉

ウ 直近の決算書〈1部〉

エ 企画提案書(様式3)〈6部(原本1部及び写し5部)〉

- ・ 組織内の業務遂行体制
- ・ 同種又は類似の業務の受託実績
- ・ 受付システムとの接続方法
- ・ 収納情報データの提供方法
- ・ 導入までのスケジュール(導入日を令和8年10月1日として作成)
- ・ 導入時及び導入後のサポート体制
- ・ SDGsに資する取組(これからの1000年を紡ぐ企業認定、KESの認証、障害者法定雇用率、その他取組)

オ 見積書（様式4）及び経費内訳書（自由様式）〈6部（原本1部及び写し5部）〉

令和8年度（10月～3月）、9年度、10年度（4月～9月）に分けて、以下の予定数量に基づき積算すること。

	令和8年度、10年度	令和9年度
決済数	8,400件/年	16,800件/年
クレジットカード（Visa）	1,050件/年	2,100件/年
クレジットカード（MasterCard）	1,050件/年	2,100件/年
クレジットカード（JCB）	2,100件/年	4,200件/年
PayPay	4,200件/年	8,400件/年
手数料額	1,200円/1決済	1,200円/1決済

※ 上記は過去の実績に基づく予測による予定数量であり、大幅に増減する可能性がある。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

カ その他提出書類（自由様式）〈6部（原本1部及び写し5部）〉

・ 情報セキュリティ及び個人情報保護に対する考え方・取組が記載された書類

※ プライバシーマークなどを取得している場合は許諾書等の写し

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、(1)に掲げる書類に加えて、次の書類を提出すること。

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉

イ 印鑑証明書 〈1部〉

ウ 納税証明書（国税及び京都市税）〈1部〉

エ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）〈1部〉【第4号様式】（様式5）

オ 使用印鑑届 〈1部〉【第5号様式】（様式6）

カ 誓約書 〈1部〉【第6号様式】（様式7）

※ ア、イ、ウについては、申請日前3か月以内に発行のもの。

(3) 提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時30分（必着）

イ 提出方法

郵送又は持参

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問提出期限

令和8年6月15日（月）午後5時30分（必着）

※ 質問提出期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

質問書（様式自由）を作成のうえ、電子メールにより、「8 問合せ及び提出先」へ提出すること。質問書の受理後に、受理確認のメールを返信する。

(3) 回答日及び回答方法

受け付けた質問及びその回答は、6月17日（水）までに本市ホームページに回答を掲載する。

6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

プレゼンテーションは実施せず、別添「提案内容評価表」に掲げる評価項目に基づき、書類による審査を行ったうえで、最も高い評価を得た事業者を受託候補者に選定する。

なお、合計得点が同点の場合は、見積金額が低い者を上位とし、それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

※ 提案者が1事業者だけであった場合も、提出書類の内容を審査のうえ受託候補者を選定する。ただし、最高点が120点（200点満点）に満たない場合は、受託候補者を選定せず、再度プロポーザルを行う。

(2) 選定者

選定は以下の者が行う。

- ・ 環境政策局環境企画部環境総務課企画調整・人材育成・監察担当課長
- ・ 環境政策局循環型社会推進部長
- ・ 環境政策局循環型社会推進部 まち美化推進課長

(3) 選定結果の通知・公表

受託候補者の選定後、速やかに全ての提案者に電子メールにより選定結果を通知する。あわせて、本市ホームページ「京都市情報館」において、選定の結果、受託候補者名及び評価点、その他の提案者名を公表する。

なお、審査結果についての異議の申立ては行うことはできない。

(4) 受託者の決定

(3)の公表後、ただちに受託候補者と提案内容を基に協議を行い、業務の履行に必要な条件などを確認のうえ、契約内容に合意した場合は契約を締結する。

なお、受託候補者と協議し、契約内容に合意できなかった場合は、次いで評価の高かった者と協議を行う。

7 その他

- (1) 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。
- (2) 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられない。
- (3) 提出された提案書等は、本業務の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (5) 本業務の受託者として選定されて以後の辞退は原則として認められない。
- (6) 本業務の受託者として選定された後に、指定納付受託者として相応しくないと本市が判断した場合は、選定を解除することがある。

8 問合せ及び提出先

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

担 当：金子、河北

住 所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3952

FAX：075-213-4961

メール：machibika@city.kyoto.lg.jp